資料番号 6

令和6年11月19日 課 名 教育委員会事務局 秘書広報室 担当者 室長 竹森 内 線 4930

## 教育長定例記者会見等資料

令和6年11月8日

広島県教育委員会

報道提供資料

令和6年11月8日

課 名 教職員課

担当者 採用定数係長 愛甲 昌弘

内線 4927

#### 「特別支援学校で働こう!求人フェア」の開催について

広島と福山の2会場で、「特別支援学校で働こう!求人フェア」を開催します。

「県立特別支援学校で働いてみたい!という希望をおもちの方を対象に、授業見学や 座談会など、和やかな雰囲気の中、特別支援学校で働くイメージをもっていただける機 会となっていますので、皆様ぜひご参加ください!

#### 1 日程等

	日付	時間	会場	住所
広島会場	11月26日(火)	10:00~12:00 (受付 9:45)	広島県立 広島特別支援学校	広島市安佐北区倉掛 二丁目 47-1
福山会場	12月12日(木)	10:00~12:00 (受付 9:45)	広島県立 福山北特別支援学校	福山市加茂町下加茂 7006

#### 2 募集職種

資格必要	臨時的任用教員、講師(非常勤)、看護師(非常勤)、特別非常勤講師(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) 等
資格不要	介助員(非常勤)、スクール・サポート・スタッフ(非常勤) 等

#### 3 内容(予定)

- ○授業見学
- ・特別支援学校で働くイメージをもっていただけるよう、実際の授業の様子を見学します。
- ○座談会
- ・教職員等とテーブルを囲んで、勤務内容や学校の様子などについて、ざっくばらんに交流します。

#### 4 参加対象者

特別支援学校で働きたいとお考えの方であれば、どなたでも参加できます。 下記の方法で参加申込をしてください。

#### 5 申込方法

次のいずれかの方法で事前に申込みをしてください。

①電子申請(広島県電子申請システム)

下記URL又は右の二次元コードからアクセスしてください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList\_detail?tempSeq=20321

#### ②電子メール

メールの件名を「特別支援学校求人フェア申込」として、本文に「氏名」と「希望する会場」を 明記の上、下記アドレス宛にメールを送ってください。

【教職員課採用定数係アドレス】 saiyou-teisuu@pref.hiroshima.jp

#### 6 問い合わせ先

広島県教育委員会事務局管理部教職員課 採用定数係 電話 082-513-4927 電子メール saiyou-teisuu@pref.hiroshima.jp



令和6年度

# 特別支援学校で働こう!





あなたの力が 特別支援学校の力になる

子育てがひと段落 して、働くことに 興味のある方 特別支援学校で働くことに興味のある方

障害のある 子供の子育て 経験のある方 障害のある 子供の教育・療育機関 で勤務経験のある方

県内の特別支援学校の求人情報が満載です! 教員免許がある方もない方も、どなたでも参加できます!

令和6年11月26日(火) 10:00~12:00

## 広島会場

県立広島特別支援学校

令和6年12月12日(木) 10:00~12:00

## 福山会場

県立福山北特別支援学校

### メニュー

- 学校紹介、 学校見学
- インタビュー「特別支援学校で働く魅力ややりがい」
- 座談会 特別支援学校について、一緒にお話ししましょう!
- 個別相談

### 【お申込み方法】

☞広島県電子申請システムで申し込む



こちらの二次元コードから 広島県電子申請システムで 申請してください。

電話で申し込む

広島県教育委員会事務局管理部教職員課採用定数係 電話 082-513-4927



## 特別支援学校で働こう!求人フェア

## 広島会場

## 県立広島特別支援学校

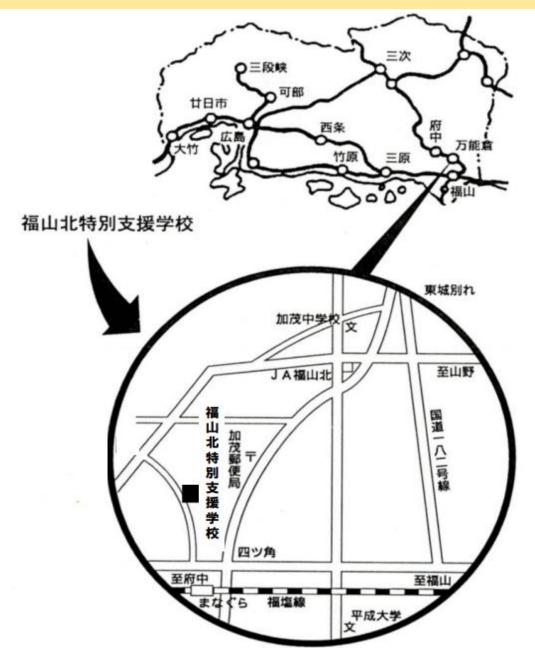
住所:広島市安佐北区倉掛二丁目47番1号



## 福山会場

## 県立福山北特別支援学校

住所:福山市加茂町下加茂7006



最寄りの駅、バス停

- 〇万能倉駅から徒歩8分
- 〇加茂住宅前停留所から徒歩7分





報道提供資料 令和6年11月8日

課 名 特別支援教育課 担当者 特別支援教育指導係長 内田 俊行

内線 4982 直通電話 082-513-4982

### 特別支援学校フェスタ(県庁合同販売会)を実施します!

県立特別支援学校8校が集まり、合同販売会等を行う「特別支援学校フェスタ」を実施します。複数の特別支援学校による合同販売会は、初めての試みです。

当日は、特別支援学校の教育活動を県民に広く周知すること等を目的に、製品販売の他、学習成果の発表等を行います。

12月3日~9日は、障害者基本法に定める「障害者週間」です。 この機会に特別支援学校の生徒の自立と社会参加に向けた取組を是 非、取材にお越しください。

- 1 日 時 12月10日(火) 12:00~13:00
- 2 場 所 広島県庁本館 (ウッドデッキ、受付周辺、102会議室等) (住所) 広島市中区基町10-52
- 3 参加校 8校(参加生徒数 83名)

広島中央特別支援学校、広島特別支援学校、廿日市特別支援学校阿品台分校、

三原特別支援学校(本校及び大崎分級室)、呉特別支援学校(本校及び江能分級)、

庄原特別支援学校、広島北特別支援学校、黒瀬特別支援学校

- 4 内容
  - 〇製品等販売

コーヒー、焼菓子、

木工・陶芸・手工芸製品、

農作物等

- 〇あん摩マッサージ
- ○学習成果の発表等

#### 障害者週間とは



障害者週間は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に設定されました。

障害者週間期間中は、国、地方公共団体等で様々な意識啓発に係る取組を展開します。

広島県教育委員会

NEWSRELEASE

広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現 報道提供資料 令和6年11月8日

課 名 総務課 教職員課

担当者 総務課総務係長 後藤 明弘

教職員課県立学校人事係長 小西 大輔 教職員課小中学校人事係長 園山 和志

直通電話 総務係 082 - 513 - 4911

県立学校人事係 082 - 513 - 4922 小中学校人事係 082 - 513 - 4924

#### 懲戒処分の指針の一部改正について

近年の本県及び本県を取り巻く情勢や、法律等の改正状況を踏まえ、懲戒処分の指針を次のとおり改正する。

#### 1 改正の内容

(1) 「盗撮等」の標準例への追加

近年、全国的に盗撮等による検挙件数が増加し、本県においても盗撮等による懲戒 処分件数が増加している状況を踏まえ、これまでわいせつな行為として適用していた 児童・生徒以外に対する「盗撮等」について、標準例として明確に規定する。

- (2) 「不適切な指導」の標準例への追加 児童・生徒に対する「不適切な指導」について、標準例として明確に規定する。
- (3) 広島県青少年健全育成条例の改正に伴う対応

広島県青少年健全育成条例(昭和54年広島県条例第2号)において、18歳未満の青少年を保護する観点から、青少年(18歳未満)に対する「淫行・わいせつ行為の勧誘等の禁止」及び「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」が新設されることに伴い(令和7年1月1日施行)、これらの行為を懲戒処分の指針における「児童生徒性暴力等」の例示として規定する。

(4) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の改正に伴う規定の整理 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年6月4日法律 第57号)の改正に伴い、「不同意わいせつ」「不同意性交等」「性的姿態等撮影」など に関する罪を規定として整備する。

#### 2 施行期日

令和7年1月1日(※広島県青少年健全育成条例の改正施行日と同日)

#### 懲戒処分の指針

広島県教育委員会

#### 第1 基本事項

#### 1 一般的事項

地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならず、また、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない義務がある。

特に、教育に携わる職員は、将来を担う児童・生徒の健全な育成を図るために社会一般のルールやモラルを教え導く立場にあり、より高度の倫理的責任を負うことが期待されている。

本指針は、代表的な懲戒処分の事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものであり広島県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する職員並びに市町(学校組合)立学校に勤務する県費負担教職員に適用するものである。

具体的な量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係で どのように評価すべきか
- ④ 保護者、児童生徒、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に同様の非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容や具体的な行為の態様によっては、標準例に掲げる量定以外(服務監督上の措置を含む)とすることもあり得るところである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、 これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

#### 2 児童生徒性暴力等に係る量定の決定

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)により、教育職員等による児童生徒性暴力等が法律上定義され、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て違法行為として定められている。

教育に携わる職員による児童生徒性暴力等は、児童・生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるとともに、県民の公教育に対する信頼を著しく損なうものであり、断じて許されない。

このような趣旨を踏まえ、本県においては、教育職員等のみならず、教育に携わる全ての職員による児童生徒性暴力等に係る事案についての具体的な量定の決定に当たっては、処分権者として、より厳しい姿勢で臨む。また、児童・生徒等以外に対するわいせつ、セクシュアル・ハラスメント事案にあっても同様とする。

#### 第2 標準例

#### 1 一般服務関係

#### (1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

#### (2) 遅刻・早退

正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

#### (3)休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

#### (4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は 戒告とする。

#### (5) 職場内秩序びん乱

ア 暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

#### (6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

#### (7) 違法な職員団体活動

ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をな し、又は県又は市町の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告 とする。

イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企 て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

#### (8) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

#### (9) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が 記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

#### (10) 児童・生徒の個人情報漏えい・紛失

児童・生徒に係る重要な個人情報を、故意又は重大な過失により漏えいし、又は紛失した職員は、減給又は戒告とする。

#### (11) 政治的目的を有する文書の配布

教育公務員特例法第 18 条の規定に基づく国家公務員法第 102 条第 1 項の規定に違反して政 治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

#### (12) 営利企業等の従事の許可を得る手続のけ怠

営利企業の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しく は事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒 告とする。

#### (13) 体罰

ア 体罰により、児童・生徒を死亡させ、又は児童・生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた 職員は、免職とする。

イ 体罰により、児童・生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒 告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

#### (14) 不適切な指導

児童・生徒に対して、人格や人権をおとしめる言動等教育上必要な範囲を逸脱した指導(体 罰に該当するものを除く。)をした職員は、態様の悪質性、行為の常習性などを考慮し、停職、 減給又は戒告とする。

#### (15) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与え た職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神 疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(注) 「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務 上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、 職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

#### (16) 電子メール等を利用した児童・生徒との私的なやり取り

児童・生徒に対して、電子メールやソーシャルネットワーキングサービス等を利用して、 私的なやり取りを行った職員は、戒告とする。

#### (17) 自家用車等への児童・生徒の同乗

所属長の承認(事後の承認を含む。)を受けることなく、自家用車等に児童・生徒を同乗させた職員は、戒告とする。また、公務外において、救急等を目的とする場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、自家用車等に児童・生徒を同乗させた職員も同様とする。

#### 2 わいせつな行為等

#### (1)児童生徒性暴力等

ア次に掲げる行為を行った職員は、免職とする。

- (ア) 児童・生徒等に性交等をすること又は児童・生徒等をして性交等をさせること。
- (イ) 児童・生徒等にわいせつな行為をすること又は児童・生徒等をしてわいせつな行為をさせること ((ア)に掲げるものを除く。)。
- (ウ) 刑法(明治40年法律第45号)第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ禁止法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和

5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪(児童・生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること((ア)及び(イ)に掲げるものを除く。)。

- (エ) 児童・生徒等に次に掲げる行為(児童・生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。) であって、児童・生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童・生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童・生徒等をしてそのような行為をさせること ((ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。)。
  - a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に 触れること
  - b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その 他の機器を差し向け、若しくは設置すること
- (オ) 児童・生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童・生徒等の心身に有害な影響を与えるものをすること((ア)から(エ)までに掲げるもの及び次のイに掲げるものを除く。)。
- イ 児童・生徒等に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、 減給又は戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返す など、特に悪質な場合は、免職とする。
- (注)「児童・生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ① 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
  - ② 18 歳未満の者(①に該当する者を除く。)

#### (注) ア及びイに該当する行為の例示

- ① アの(ア)は、刑法第177条の不同意性交等罪、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、広島県青少年健全育成条例(昭和54年広島県条例第2号)第39条に違反する淫行が該当する。
- ② アの(イ)は、刑法第176条の不同意わいせつ罪、児童福祉法第34条第1項第6号の淫行 罪に当たる行為や、広島県青少年健全育成条例第39条により禁止されるわいせつ行為が 該当する。
- ③ アの(ウ)における、
  - ・ 刑法第 182 条の罪に当たる行為は、16 歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求 (同条第1項)、面会 (同条第2項)、性的な姿態を撮影した映像の要求 (同条第3項。いわゆる自撮り要求等)、
  - ・ 児童ポルノ禁止法第5条から第8条までの罪に当たる行為は、児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的人身売買等(同法第8条)、
  - ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童・生徒等に係る ものに限る。)は、児童・生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記 録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態

等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)が該当する。

- ④ アの(エ)は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和38年広島県条例第15号。以下「迷惑防止条例」という。)第3条に規定する痴漢や、③に含まれない盗撮などの行為が該当する。
- ⑤ アの(オ)は、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、陰部等の露出、広島県青少年健全育成条例第39条の2に規定する淫行等の勧誘、同法第39条の3に規定する児童ポルノ等の提供を求める行為等の行為が該当する。
- ⑥ イの「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な 言動及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。例えば、わいせつな言 辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい 等の性的な言動をいう。このうち、悪質なセクシュアル・ハラスメントは、教育職員等に よる児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に定める児童生徒性暴力等に該当する。

#### (2) 児童・生徒以外に対するわいせつな行為等

- ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に 基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職 員は、免職又は停職とする。
- イ わいせつな行為を行った職員(アを除く。)は、免職、停職又は減給とする。
- ウ 盗撮等を行った職員は、免職又は停職とする。
- エ 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した職員は、停職又は減給とする。ただし、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
- <u>オ</u> 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、減給又は戒告とする。
- (注) (2) における「わいせつな行為等」とは、わいせつな行為、盗撮等及びセクシュアル・ ハラスメントをいう。
  - ①「わいせつな行為」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物 頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出等をいう。
  - ②「盗撮等」とは、性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為又は迷惑防止条例第3条に規定する行為をいう。

性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為とは、性的姿態等の撮影 (同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同 法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)であり、迷惑 防止条例第3条に規定する行為とは、盗撮(同条第2号及び第3号)、盗撮準備行為(同条 第4号。盗撮する目的で、写真機等を向け、又は設置すること)等である。

③「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動 及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、 性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の 性的な言動をいう

#### 3 公金等取扱い関係

#### (1) 横領

公金(「学校諸費会計等」を含む。以下同じ。)又は公物を横領した職員は、免職とする。

#### (2) 窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

#### (3) 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

#### (4) 紛失

公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

#### (5) 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

#### (6) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

#### (7) 出火・爆発

過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員は、戒告とする。

#### (8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、停職、減給又は戒告とする。

#### (9)公金等の処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

#### (10) コンピュータの不適正利用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

#### 4 公務外等その他の非行関係

#### (1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

#### (2)殺人

人を殺した職員は、免職とする。

#### (3)傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

#### (4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

#### (5)器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

#### (6) 横領

自己の占有する他人の物(公金及び公物を除く。)を横領した職員は、免職又は停職とする。

#### (7) 窃盗•強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

#### (8) 詐欺 · 恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職と する。

#### (9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

#### (10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。

#### (11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な 言動をした職員は、減給又は戒告とする。

#### 5 交通事故 · 交通法規違反関係

#### (1) 飲酒運転での交通事故・交通法規違反

ア 酒酔い運転をした職員は、事故の有無にかかわらず、免職とする。

- イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職とする。
- ウ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、措置義務違反を した職員は、免職とする。

#### (2) 飲酒運転の同乗者等

飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧め た職員は、免職又は停職とする。

#### (3) 飲酒運転以外での交通事故・交通法規違反

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。 この場合において、措置義務違反をした職員は、免職とする。

- イ 人に傷害を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、措置義務 違反をした職員は、免職又は停職とする。
- ウ 無免許運転等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

#### 6 監督責任関係

#### (1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

#### (2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員 は、停職又は減給とする。

附 則

- この指針は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この指針は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。 附 則
- この指針は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この指針は、平成30年8月10日から施行する。 附 則
- この指針は、令和2年6月1日から施行する。 附 則
- この指針は、令和4年9月1日から施行する。 附 則
- この指針は、令和5年5月1日から施行する。 附 則
- この指針は、令和7年1月1日から施行する。

#### 新旧対照表

新

#### 第2標準例

- 1 一般服務関係
- (1)~(12)(略)
- (13) 体罰 (略)
- (14) 不適切な指導

児童生徒に対して、人格や人権をおとしめる言動等教育上必要な範囲を逸脱した指導(体罰に該当するものを除く。)をした職員は、態様の悪質性、行為の常習性などを考慮し、停職、減給又は戒告とする。

- (15) パワー・ハラスメント (略)
- (16) 電子メール等を利用した児童・生徒との私的なやり取り (略)
- (17) 自家用車等への児童・生徒の同乗 (略)
- 2 わいせつな行為等
- (1) 児童生徒性暴力等
  - ア次に掲げる行為を行った職員は、免職とする。
    - (7) 児童・生徒等に性交等をすること又は児童・生徒等をして性交等をさせること。
    - (イ) 児童・生徒等にわいせつな行為をすること又は児童・生徒等をしてわいせつな行為をさせること ((ア)に掲げるものを除く。)。
  - (ウ) 刑法(明治40年法律第45号)第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ禁止法」という。)第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪(児童・生徒等に係るものに限る。)に当たる行為をすること((ア)及び(イ)に掲げるものを除く。)。
  - (I) 児童・生徒等に次に掲げる行為(児童・生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって、児童・生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童・生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童・生徒等をしてそのような行為をさせること((ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。)。 a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れるこ
    - b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を 差し向け、若しくは設置すること
  - (オ) 児童・生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童・生徒等の心身に有害な影響を与えるものをすること ((ア)から(エ)までに掲げるもの及び次のイに掲げるものを除く。)。

#### 第2 標準例

- 1 一般服務関係
- (1)~(12)(略)
- (13) 体罰 (略)
- (14) パワー・ハラスメント (略)
- (15) 電子メール等を利用した児童・生徒との私的なやり取り (略)
- (16) 自家用車等への児童・生徒の同乗 (略)
- 2 わいせつな行為等
- (1) 児童生徒性暴力等
  - ア 次に掲げる行為を行った職員は、免職とする。
  - (7) 児童・生徒等に性交等をすること又は児童・生徒等をして性交等をさせること。
  - (イ) 児童・生徒等にわいせつな行為をすること又は児童・生徒等をしてわいせつな行為をさせること ((ア)に掲げるものを除く。)。
  - (ウ) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年 法律第 52 号)第5条から第8条までの罪に当たる行為をすること((ア)及び(イ)に掲げるものを除く。)。
  - (I) 児童・生徒等に次に掲げる行為(児童・生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。)であって、児童・生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童・生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること又は児童・生徒等をしてそのような行為をさせること((7)から(ウ)までに掲げるものを除く。)。
    - a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること
    - b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を 差し向け、若しくは設置すること
  - (オ) 児童・生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童・生徒等の心身に有害な影響を与えるものをすること ((ア)から(エ)までに掲げるもの及び次のイに掲げるものを除く。)。

- イ 児童・生徒等に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は 戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な 場合は、免職とする。
- (注)「児童・生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ① 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
  - ② 18 歳未満の者(①に該当する者を除く。)
- (注) ア及びイに該当する行為の例示
  - ① アの(ア)は、刑法第177条の<u>不同意性交等罪</u>、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条第1項第6号の淫行罪に当たる行為や、広島県青少年健全育成条例(昭和54年広島県条例第2号)<u>第39</u>条に違反する淫行が該当する。
  - ② アの(4)は、刑法第 176 条の<u>不同意わいせつ罪</u>、児童福祉法第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為や、広島県青少年健全育成条例第 39 条により禁止されるわいせつ行為が該当する。
  - ③ アの(ウ)における、
  - ・刑法第 182 条の罪に当たる行為は、16 歳未満の者に対するわいせつ目的での面会要求(同条第 1 項)、 面会(同条第 2 項)、性的な姿態を撮影した映像の要求(同条第 3 項。いわゆる自撮り要求等)、
  - <u>・児童ポルノ禁止法</u>第5条から第8条までの罪に当たる行為は、児童買春周旋(同法第5条)、児童 買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的人身売買等(同法 第8条)、
  - ・性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為(児童・生徒等に係るものに限る。) は、児童・生徒等に係る性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)

が該当する。

- ④ アの(I)は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和 38 年広島県 条例第 15 号。以下「迷惑防止条例」という。)第3条に規定する痴漢や、③に含まれない。盗撮など の行為が該当する。
- ⑤ アの(オ)は、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、陰部等の露出、<u>広島県青少年健全育成条例第 39条の2に規定する淫行等の勧誘、同法第 39条の3に規定する児童ポルノ等の提供を求める行為</u>等の行為が該当する。
- ⑥ イの「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。このうち、悪質なセクシュアル・ハラスメントは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に定める児童生徒性暴力等に該当する。

- イ 児童・生徒等に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は 戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な 場合は、免職とする。
- (注)「児童・生徒等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ① 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
  - ② 18 歳未満の者(①に該当する者を除く。)
- (注) ア及びイに該当する行為の例示
  - ① アの(7)は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 177 条の強制性交等罪、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為や、広島県青少年健全育成条例(昭和 54 年広島県条例第 2 号)に違反する淫行が該当する。
  - ② アの(イ)は、刑法第 176 条の強制わいせつ罪、児童福祉法第 34 条第 1 項第 6 号の淫行罪に当たる行為や、広島県青少年健全育成条例により禁止されるわいせつ行為が該当する。
  - ③ アの(ウ)における、<u>児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律</u>第5条から第8条までの罪に当たる行為は、児童買春周旋(同法第5条)、児童買春勧誘(同法第6条)、児童ポルノ所持、提供等(同法第7条)、児童買春等目的人身売買等(同法第8条)等が該当する。

- ④ アの(I)は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和 38 年広島県条例第15号)第3条に規定する痴漢や盗撮などの行為が該当する。
- ⑤ アの(オ)は、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、陰部等の露出等の行為が該当する。
- ⑥ イの「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。このうち、悪質なセクシュアル・ハラスメントは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に定める児童生徒性暴力等に該当する。

- (2) 児童・生徒以外に対するわいせつな行為等
  - ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に 基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職 又は停職とする。
  - イ わいせつな行為を行った職員(アを除く。)は、免職、停職又は減給とする。
  - ウ 盗撮等を行った職員は、免職又は停職とする。
  - <u>工</u> 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した職員は、停職又は減給とする。ただし、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
  - <u>オ</u> 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、減給又は戒告とする。
- (注) (2) における「わいせつな行為等」とは、わいせつな行為、<u>盗撮等</u>及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
  - ①「わいせつな行為」とは、<u>不同意性交等</u>、<u>不同意わいせつ</u>、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出等をいう。
  - ②「盗撮等」とは、性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為又は迷惑防止条例 第3条に規定する行為をいう。

性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる行為とは、性的姿態等の撮影(同法第2条)、性的影像記録の提供等(同法第3条)及び当該行為をする目的での保管(同法第4条)、性的姿態等影像の送信(同法第5条)、及び記録(同法第6条)であり、

迷惑防止条例第3条に規定する行為とは、盗撮(同条第2号及び第3号)、盗撮準備行為(同条第4号。盗撮する目的で、写真機等を向け、又は設置すること)等である。

③「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。

3~6 (略)

附 則 (略)

附 則

この指針は、令和7年1月1日から施行する。

- (2) 児童・生徒以外に対するわいせつな行為等
  - ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に 基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職 又は停職とする。
- イ わいせつな行為を行った職員(アを除く。)は、免職、停職又は減給とする。
- <u>ウ</u> 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した職員は、停職又は減給とする。ただし、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
- <u>工</u> 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、減給又は戒告とする。
- (注) (2) における「わいせつな行為等」とは、わいせつな行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
  - ①「わいせつな行為」とは、<u>強制性交等</u>、<u>強制わいせつ</u>、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、 痴漢、のぞき、陰部等の露出、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)等をいう。

②「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の者を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。例えば、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動をいう。

3~6 (略)

附 則 (略)

報道提供資料 令和6年11月8日

課 名 豊かな心と身体育成課 担当者 生徒支援係 土田俊弘

内線 5043

直通電話 082-513-5043

**広島県教育委員会** 広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる NEWS RELEASE 日本一の教育県の実現

#### 令和5年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について

令和5年度の本県における生徒指導上の諸課題の現状について、別紙のとおりと りまとめました。

本調査は、10月31日、文部科学省が公表した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」のうち、広島県における諸課題の数値を抽出したものです。

資料は別紙のとおり

令和5年度の広島県における生徒指導上の 諸課題の現状について

> 令 和 6 年 1 1 月 広島県教育委員会

## 目 次

令和5年度の広島県における生徒指導上の諸課題の状況に ついて(概要)	1
生徒指導上の諸課題の年次推移(R元年度~R5年度)	2
国公私立小・中・高等学校(全日制·定時制·通信制)における暴力行為発生件数等の年次推移(R元年度~R5年度)	···· 4
国公私立小・中・高等学校(全日制·定時制·通信制)・特別 支援学校におけるいじめ認知件数等の年次推移(R元年度 ~R5年度)	-
国公私立小・中学校における長期欠席者数等の年次推移 (R元年度~R5年度)	6
国公私立小・中・高等学校(全日制・定時制)における不 登校児童生徒数等の年次推移(R元年度〜R5年度)	5 7
国公私立高等学校(全日制·定時制·通信制)における中途退 学者数等の年次推移(R元年度~R5年度)	<u>\$</u> 8

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。以下同様。

#### 令和5年度の広島県における生徒指導上の諸課題の状況について (概要)

#### 1 暴力行為の発生件数

- (1) 国公私立小・中・高等学校(全日制・定時制・通信制)の合計は3,920件で、前年度と 比較すると383件(10.8%)増加した。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では 2,454 件で 211 件 (9.4%) 増加、中学校では 1,270 件で 111 件 (9.6%) 増加、高等学校では 196 件で 61 件 (45.2%) 増加した。
- (3) 令和4年度(3,537件)のピークと比較して、383件(10.8%)増加した。
- (4) 小学校において7年連続増加した。

#### 2 いじめの認知件数

- (1) 国公私立小・中・高等学校(全日制・定時制・通信制)・特別支援学校の合計は 6,429 件で、前年度と比較すると 468 件 (7.9%) 増加した。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では 4,400 件で 171 件 (4.0%) 増加、中学校では 1,827 件で 272 件 (17.5%) 増加、高等学校では 190 件で 27 件 (16.6%) 増加、特別支援学校では 12 件で 2 件 (14.3%) 減少した。
- (3) 平成30年度(7,435件)のピークと比較して、1,006件(13.5%)減少した。

#### 3 長期欠席者数

- (1) 国公私立小・中学校の合計は11,948人で、前年度と比較すると416人(3.4%)減少した。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では 5,199 人で 318 人 (5.8%) 減少、中学校では 6,749 人で 98 人 (1.4%) 減少した。
- (3) 令和4年度(12,364人)のピークと比較して、416人(3.4%)減少した。

#### 4 不登校児童生徒数

- (1) 国公私立小・中・高等学校(全日制・定時制)の合計は10,764人で、前年度と比較すると1,634人(17.9%)増加した。
- (2) 校種別に前年度と比較すると、小学校では3,380人で621人(22.5%)増加、中学校では5,362人で684人(14.6%)増加、高等学校では2,022人で329人(19.4%)増加した。
- (3) 令和4年度(9,130人)のピークと比較して、1,634人(17.9%)増加した。
- (4) 小学校では8年連続、中学校では10年連続増加した。

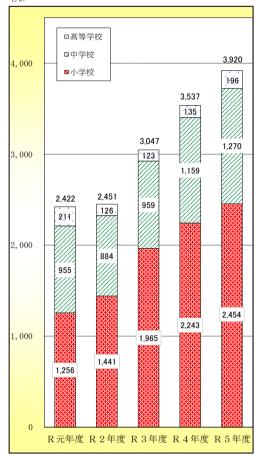
#### 5 中途退学者数

- (1) 国公私立高等学校(全日制・定時制・通信制)の合計は1,013人で、前年度と比較すると125人(14.1%)増加した。
- (2) 平成18年度(1,870人)のピークと比較して、857人(45.8%)減少した。

#### 生徒指導上の諸課題の年次推移(R元年度~R5年度)

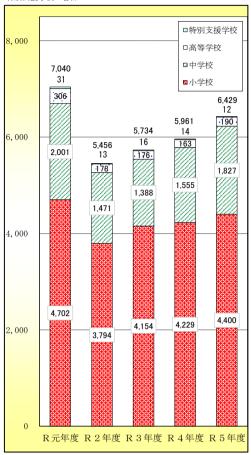
#### 暴力行為の発生件数 (件)

国公私立小学校、中学校、高等学校(全日制・定時制・通信制)の 合計



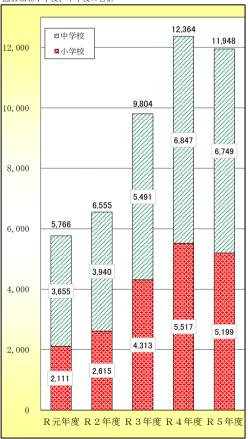
#### 2 いじめの認知件数(件)

国公私立小学校、中学校、高等学校(全日制・定時制・通信制)、 特別支援学校の合計

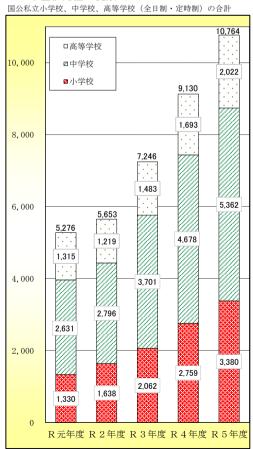


#### 3 長期欠席児童生徒数(人)

国公私立小学校、中学校の合計

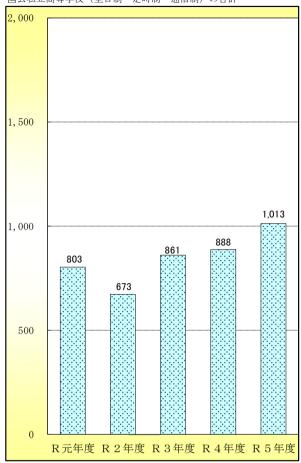


#### 4 不登校児童生徒数(人)



#### 5 中途退学者数(人)

国公私立高等学校(全日制・定時制・通信制)の合計





#### 本県の国公私立学校における生徒指導上の諸課題のこれまでのピークとの比較

	これまで	のピーク	令和5年度 増		減
区分		発生(認知)	発生(認知)	発生 (認知)	割合
E/J	年度	件数·人数	件数·人数	件数·人数	
		а	b	b—a	(b-a) /a × 100
暴力行為	令和4年度	3,537件	3,920件	383件	10.8%
いじめ	平成30年度	7,435件	6,429件	△1,006件	△13.5%
長期欠席	令和4年度	12,364人	11,948人	△416人	△3.4%
不登校	令和4年度	9,130人	10,764人	1,634人	17.9%
中途退学	平成18年度	1,870人	1,013人	△857人	△45. 8%

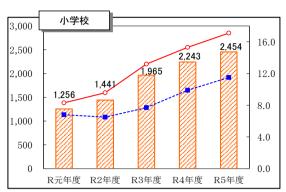
- ※国公私立の小・中・高等学校での暴力行為、いじめの調査は平成18年度から実施
- ※国公私立高等学校の不登校の調査は平成16年度から実施
- ※国公私立高等学校の中途退学の調査は平成17年度から実施

#### 暴力行為

国公私立小・中・高等学校(全日制・定時制・通信制)における暴力行為発生件数等の年次推移(R元年度~R5年度)

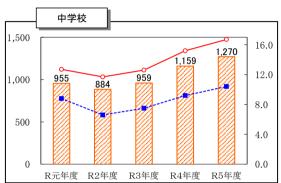
#### 小学校

区分	発生件数	1,000人当たりの発生件数		
	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)	
令和元年度	1, 256	8.3	6.8	
令和2年度	1, 441	9.6	6. 5	
令和3年度	1, 965	13. 2	7. 7	
令和4年度	2, 243	15. 3	9.9	
令和5年度	2, 454	17. 1	11.5	



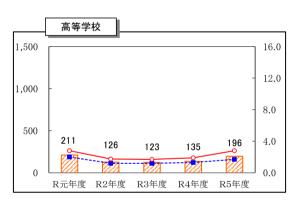
#### 中学校

区分	発生件数	1,000人当たりの発生件	
	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	955	12.7	8.8
令和2年度	884	11.7	6. 6
令和3年度	959	12.6	7. 5
令和4年度	1, 159	15. 2	9. 2
令和5年度	1, 270	16. 7	10.4



#### 高等学校

Б /\	発生件数	1,000人当たりの発生件数		
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)	
令和元年度	211	2.8	2. 0	
令和2年度	126	1.7	1.2	
令和3年度	123	1.7	1. 2	
令和4年度	135	1.9	1.3	
令和5年度	196	2.8	1.7	



小・中・高合計

E A	発生件数	1,000人当たりの発生件数	
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	2, 422	8.0	6. 1
令和2年度	2, 451	8. 2	5. 1
令和3年度	3, 047	10.3	6.0
令和4年度	3, 537	12. 1	7. 5
令和5年度	3, 920	13. 5	8.7





(注) 1,000人当たりの発生件数は、小数第二位を四捨五入している。

国公私立小・中・高等学校(全日制・定時制・通信制)・特別支援学校におけるいじめ認知件数等の年次推移(R元年度~R5年度)

#### 小学校

<b>园</b> 八	認知件数	1,000人当たりの認知件部	
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	4, 702	31.0	75.8
令和2年度	3, 794	25. 2	66. 5
令和3年度	4, 154	27. 9	79.9
令和4年度	4, 229	28. 9	89. 1
令和5年度	4, 400	30. 7	96. 5

#### 中学校

区分	認知件数	1,000人当たりの認知件	
	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	2,001	26. 6	32.8
令和2年度	1, 471	19. 5	24. 9
令和3年度	1, 388	18. 2	30.0
令和4年度	1, 555	20. 4	34. 3
令和5年度	1, 827	24. 0	38. 1

#### 高等学校

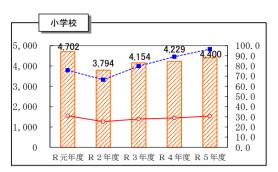
<b>园</b> 八	認知件数	1,000人当たりの認知件	
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	306	4. 2	5. 4
令和2年度	178	2. 5	4.0
令和3年度	176	2. 5	4.4
令和4年度	163	2. 3	4. 9
令和5年度	190	2.8	6.0

#### 特別支援学校

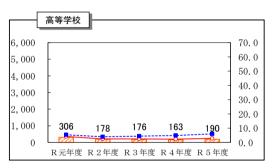
豆 八	認知件数	1,000人当たりの認知件	
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	31	11. 3	21.7
令和2年度	13	4.8	15. 9
令和3年度	16	5. 8	18. 4
令和4年度	14	5. 0	20.7
令和5年度	12	4. 3	22. 3

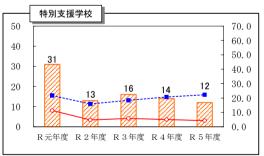
#### 小・中・高・特支合計

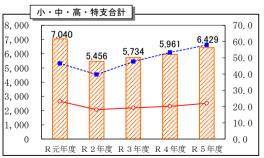
区分	認知件数	1,000人当たりの認知件数	
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	7, 040	23. 2	46. 5
令和2年度	5, 456	18. 1	39. 7
令和3年度	5, 734	19. 2	47.7
令和4年度	5, 961	20. 1	53. 3
令和5年度	6, 429	22.0	57. 9











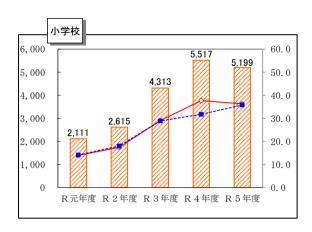


#### 小•中学校長期欠席

#### 国公私立小・中学校における長期欠席者数等の年次推移(R元年度~R5年度)

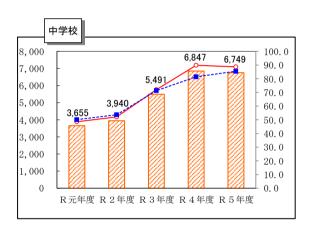
#### 小学校

	長期欠席児童数	1,000人当たりの長期欠席児童領		
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)	
令和元年度	2, 111	13. 9	14. 1	
令和2年度	2, 615	17. 4	18.0	
令和3年度	4, 313	29. 0	28. 9	
令和4年度	5, 517	37. 7	31. 7	
令和5年度	5, 199	36. 2	35.8	



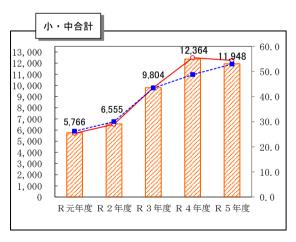
#### 中学校

	長期欠席生徒数	1,000人当たりの長期欠席生	
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	3, 655	48.6	50. 1
令和2年度	3, 940	52. 1	53. 6
令和3年度	5, 491	72.0	71. 3
令和4年度	6, 847	89.8	81. 3
令和5年度	6, 749	88. 7	85. 4



小・中合計

	長期欠席児童生徒数	1,000人当たりの長期欠席児童生徒数	
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	5, 766	25. 4	26. 2
令和2年度	6, 555	29. 0	30.0
令和3年度	9, 804	43.6	43. 4
令和4年度	12, 364	55. 5	48.8
令和5年度	11, 948	54. 4	52. 9





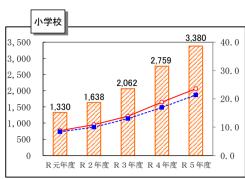
(注) 1,000人当たりの長期欠席児童生徒数は、小数第二位を四捨五入している。

#### 不登校

国公私立小・中・高等学校(全日制・定時制)における不登校児童生徒数等の年次推移(R元年度~R5年度)

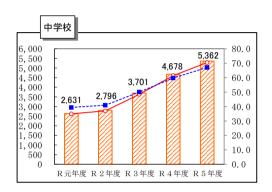
小学校

3 1 12				
区分	不登校児童数	1,000人当たりの不登校児童		
	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)	
令和元年度	1, 330	8.8	8. 3	
令和2年度	1,638	10. 9	10.0	
令和3年度	2,062	13. 9	13. 0	
令和4年度	2, 759	18.8	17. 0	
令和5年度	3, 380	23. 6	21. 4	



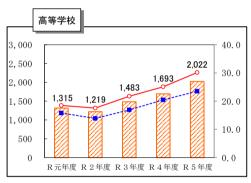
#### 中学校

区分	不登校生徒数	1,000人当たり	の不登校生徒数
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	2, 631	34. 9	39. 4
令和2年度	2, 796	37. 0	40. 9
令和3年度	3, 701	48. 5	50.0
令和4年度	4,678	61. 4	59.8
令和5年度	5, 362	70. 4	67. 1



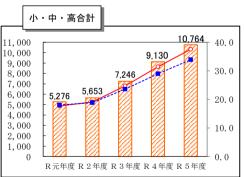
#### 高等学校

豆 八	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒	
区分	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	1, 315	18. 5	15. 8
令和2年度	1, 219	17. 5	13. 9
令和3年度	1, 483	21. 7	16. 9
令和4年度	1,693	25. 1	20. 4
令和5年度	2,022	30. 1	23. 5



#### 小・中・高合計

4. T 10 10 11				
区分	不登校児童生徒数	1,000人当たりの	不登校児童生徒数	
<b>Б</b> Л	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)	
令和元年度	5, 276	17. 7	18. 0	
令和2年度	5, 653	19. 1	18. 9	
令和3年度	7, 246	24. 7	23. 6	
令和4年度	9, 130	31. 5	29. 0	
令和5年度	10, 764	37. 6	33. 9	



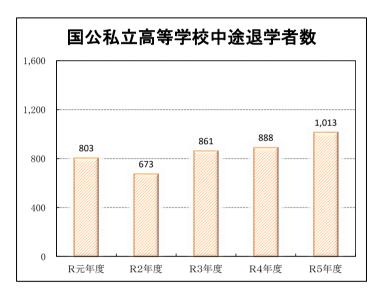


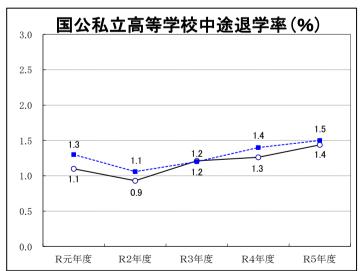
(注) 1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小数第二位を四捨五入している。

### 中途退学

国公私立高等学校(全日制・定時制・通信制)における中途退学者数等の年次推移 (R元年度~R5年度)

	中途退学者数	中途退学率(%)	
年度	広島県 (国公私立)	広島県 (国公私立)	全国 (国公私立)
令和元年度	803	1. 1	1.3
令和2年度	673	0.9	1. 1
令和3年度	861	1.2	1. 2
令和4年度	888	1.3	1.4
令和5年度	1,013	1.4	1.5







(注) 中途退学率は、小数第二位を四捨五入している。